

東京社会保険協会

社会保険新報

3

MARCH

平成29年/No.797

桜満開の上野恩賜公園・不忍池（台東区上野公園）



目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・退職後の健康保険、加入手続きを忘れずに！／2
 - ・平成29年3月分（4月納付分）から協会けんぽの保険料率が改定されます／3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・「資格取得届」および「資格喪失届」の提出／4
 - ・国民年金第3号被保険者の届出に係る注意事項／5
 - ・国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・平成29年度の健康診断 予約受付中／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・平成28年度後半の事業結果と平成29年度の事業予定／7
 - ・東京社会保険協会 新規加入のご案内／8
- すいそふ
 - ・東西南北／8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

退職後の健康保険、加入手続きを忘れずに!

日本の医療保険制度は、主に会社員などが加入する健康保険、自営業者などが加入する国民健康保険など、いくつかの種類に分かれています。日本国内に住所があれば、いずれかの健康保険に加入することが法律で義務づけられています。会社を退職した後は、忘れずに次の健康保険の加入手続きをしてください。

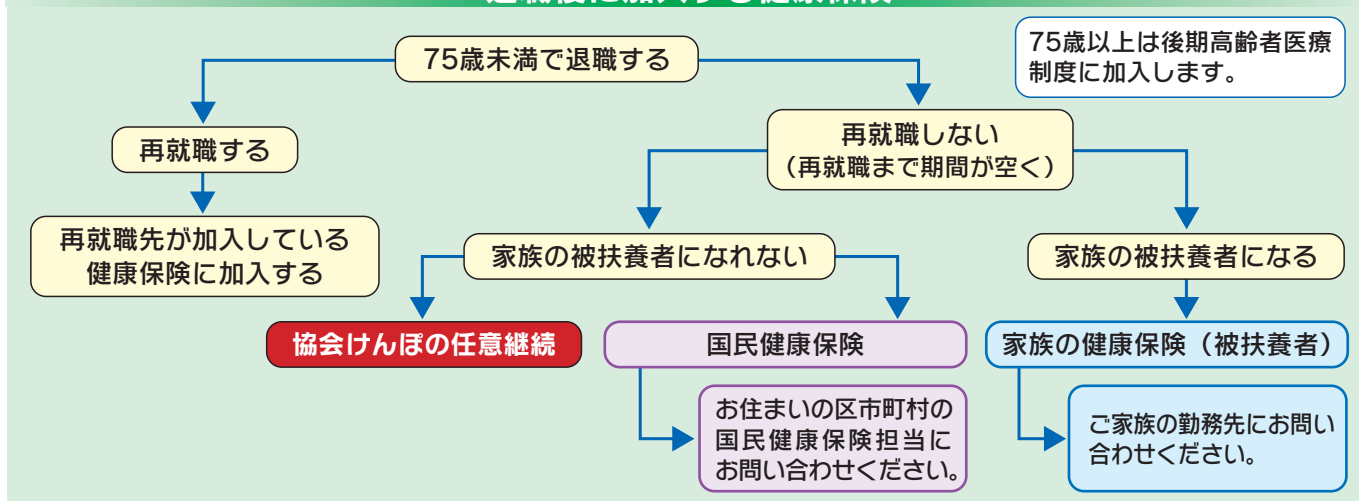


Point 会社を退職した場合

退職などで健康保険の加入資格を喪失した場合、それまで使用していた保険証は、**退職日の翌日以降、使用できません**。高齢受給者証や被扶養者（加入者ご家族）の保険証も同様です。**ご家族の保険証等も含め、すみやかに事業所へ返却してください。**



退職後に加入する健康保険



退職後に協会けんぽの任意継続を選択する場合【最長2年間加入することになります】

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部。新しい保険証等が発行されます。
加入要件	退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あり、 退職日の翌日から20日以内(必着) に手続きをすること。
手続き方法	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してください。後日、保険証等をお送りします。申出書は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。
手続き期限	退職日の翌日から 20日以内 。(20日目が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日まで) 郵送の場合、お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に、20日以内必着でお送りください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職前に給与から控除されていた保険料の2倍になります。保険料には上限(平成29年3月分:32,312円,平成29年4月分以降:32,368円、東京都在住の40歳以上65歳未満の方)があります。 また、お住まいの都道府県と退職前に加入していた都道府県の協会けんぽ支部で保険料率が異なる場合は、2倍した額にならないことがあります。 原則、2年間は変わりません。ただし、保険料率が変更される場合などを除きます。 前納(まとめて先払い)による割引があります。



- 任意継続被保険者になると、「国民健康保険に加入する」「家族の被扶養者になる」という理由でやめることはできません。
- 「再就職して他の健康保険の被保険者となったとき」や「保険料を納付期限までに納付しなかったとき」などは、任意継続被保険者の資格を喪失します。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成29年3月分（4月納付分）から 協会けんぽの保険料率が改定されます

平成29年度の協会けんぽ東京支部の健康保険料率は9.91%・介護保険料率は1.65%になります。

保険料額表は、協会けんぽホームページ（健康保険ガイド＞保険料率）に掲載しています。

協会けんぽ東京支部の平成29年度の保険料率

健康保険料率	現行 9.96%	→	平成29年3月分（4月納付分）から 9.91%
介護保険料率	現行 1.58%	→	平成29年3月分（4月納付分）から 1.65%

- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者には、全支部一律の介護保険料率が加算されます。
- 任意継続被保険者には、健康保険料率・介護保険料率とも4月分（4月納付分）から適用されます。

基本保険料率 特定保険料率

健康保険料率（9.91%）のうち、6.18%分は加入者の皆様の医療費に充てられる基本保険料率となり、3.73%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度 介護保険料

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みです。公費（税金）や高齢者が負担する介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険加入者（介護保険第2号被保険者）が負担する介護保険料（労使折半）等により支えられています。

健康保険料率を上げないための協会けんぽの取り組み

協会けんぽでは、引き続きいっそうの経費削減に努める一方、医療費の伸びを抑えるために、次のような取り組みを行います。

健康づくりのための対策

健診・保健指導 などの保健事業 の推進	病気の予防・早期 発見についての 情報の発信	健康づくりに 役立つ情報の 発信
---------------------------	------------------------------	------------------------

医療費適正化対策

医療費支払審査 (レセプト点検) の強化	ジェネリック 医薬品(後発医薬品) の利用促進	被扶養者資格の 再確認
----------------------------	-------------------------------	----------------

加入者・事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

メルマガ会員募集中です



パソコンは、協会けんぽ
東京支部ホームページの
このバナーから登録！

毎月5日に、健康づくりに役立つ情報や
協会けんぽ東京支部の最新情報をお届け
しています！

登録は**無料**です。今すぐ登録を！
※携帯電話・PHSからは登録できません

登録してね!



スマートフォンは、
ここから登録！

kyoukaikenpo.or.jp (@マークの後ろ) からのメールを受信できるように設定してください

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



「資格取得届」および「資格喪失届」の提出

従業員を採用したときや従業員が退職（または死亡）したときは、年金事務所や健康保険組合に、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」の届出が必要です。3月から4月は、人事異動に伴い、これらの届出が増える時期です。事業主の皆様は、届出漏れがないようにお願いします。

従業員を採用したとき → **資格取得届** 資格取得日から5日以内に提出してください。

資格取得日

事実上の使用関係が発生した日。試用（見習い）期間の定めがあっても、その期間の報酬を支払うなど、事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日になります。

資格取得日が60日以上さかのぼる場合は、事実発生日の確認のために、「賃金台帳」および「出勤簿（写）」等の添付が必要になります。

また、被保険者が法人の役員である場合は、株主総会の「議事録」または役員変更登記の記載がある「登記簿謄本（写）」等の添付が必要になります。

・被扶養者の届出等・

被保険者に扶養する家族がいる場合は、「被扶養者（異動）届」を併せて提出してください。

20歳以上60歳未満の配偶者が65歳未満の厚生年金保険等の被保険者に扶養されている場合は、国民年金第3号被保険者の届出も必要です。

●5ページ **国民年金第3号被保険者の届出に係る注意事項**も参照してください。

・基礎年金番号の確認・

「資格取得届」に記入した内容について、事業主が「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」と照合・確認している場合は、「年金手帳」等の基礎年金番号を確認する書類の添付を省略できます。

「資格取得届」の基礎年金番号記入欄が空欄（「年金手帳再交付申請書」が添付されている場合を除きます。）の場合には、本人確認のために、「資格取得届」を返却させていただく場合があります。

従業員が退職（または死亡）したとき → **資格喪失届** 資格喪失日から5日以内に提出してください。

資格喪失日

退職（死亡）日の翌日。「資格喪失届」の備考欄に、退職または死亡した年月日を記入してください。

資格喪失日が60日以上さかのぼる場合は、事実発生日の確認のために、「賃金台帳」および「出勤簿（写）」等の添付が必要になります。

また、被保険者が法人の役員である場合は、株主総会の「議事録」または役員変更登記の記載がある「登記簿謄本（写）」等の添付が必要になります。

・「健康保険被保険者証」等の添付・

協会けんぽ(全国健康保険協会)に加入していた場合は、本人および扶養家族の「健康保険被保険者証」「高齢受給者証」等を必ず添付してください。

紛失等により添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を併せて提出してください。または、添付できない理由を「資格喪失届」の備考欄に記入してください。

・退職者の国民年金加入の手続き・

60歳未満の退職者で、すぐに再就職して厚生年金保険等の被用者年金に加入しない場合は、国民年金への加入手続きが必要です。退職日の翌日から14日以内に、「年金手帳」等を持参のうえ、住民登録している区市町村役場で国民年金の加入手続きをしてください。



国民年金第3号被保険者の届出に係る注意事項

65歳未満の厚生年金保険等の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、届出により、国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）となります。届出書類については、事業主を経由して、年金事務所に提出しますが、**記入漏れや誤りがあると、返却する場合があります、処理が遅れる原因**にもなります。届出の際は、**ご確認をお願いします。**

「国民年金第3号被保険者該当届」

20歳に到達した人や海外から転入した人など、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を持っていない被扶養配偶者から提出があった場合、日本年金機構では、その人の氏名・生年月日・住民票の住所等により、「年金手帳」が**発行済でないかの確認**を行ったうえで、「年金手帳」を作成しています。

基礎年金番号または「年金手帳」の記号・番号が記載されていない場合は、**届出人欄の住所に住民票の住所を記入**していただけるよう、事業主からお知らせください。

住民票の住所等が確認できない場合には、被保険者または事業主に照会させていただくことがあります。

「国民年金第3号被保険者 被扶養配偶者非該当届」

国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）が、次の①または②に該当する場合は、事業主を経由して、年金事務所に提出してください。

- ① 国民年金第3号被保険者の収入が増加して基準額以上となり、扶養から外れた場合
- ② 配偶者（国民年金第2号被保険者）と離婚した場合

協会けんぽ（全国健康保険協会）に加入している場合は、これらの届出は不要です。

詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金ひとことメモ

学生納付特例制度

学生納付特例制度は、所得が少ない学生に対して、**国民年金保険料の納付が猶予（先送り）**される制度です。国民年金保険料を納付できないときは、そのままにせず、学生納付特例を申請してください。

制度のメリット

- 病気やけがで障害が残ったときに、**障害基礎年金を受け取る**ことができます。
- 学生納付特例期間は、**将来年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）**に算入されます。

制度の対象

大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する**学生等**で、**本人の前年の所得が基準以下**の場合に対象となります。 各種学校……学校教育法で規定されている就業年限が1年以上の課程。

学生納付特例制度が適用される所得の目安……「**118万円＋扶養家族の数×38万円**」で計算した額以下

学生納付特例期間と年金額との関係

- 将来受け取る年金の**受給資格期間**に算入されますが、**年金額には反映されません。**
- 国民年金保険料を**10年以内に納付（追納）**すると、**年金額に反映**されます。

申請手続き

提出窓口

- 住民票を登録している区市町村役場の国民年金担当窓口、または、**年金事務所**（郵送も可）に提出します。
- 在学中の学校が**学生納付特例事務法人**の場合は、**学校の事務窓口**でも提出できます。
- 申請の際は、「**学生証**」（コピー可：有効期間が表記されているもの）または「**在学証明書**」（原本）が必要です。

申請期間

- 平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料にかかる学生納付特例の申請ができるのは、**平成29年4月から平成31年5月末までの期間**となります。
- **過去期間は申請時点の2年1か月前**（保険料納付済月を除きます）まで、**将来期間は年度末まで**を申請できます。申請が遅れると、障害年金を受け取れない場合もあります。

申請結果

- 申請後（概ね2～3か月後）、日本年金機構から、「**承認通知書**」または「**却下通知書**」が届きます。それまでの間に、国民年金保険料の納付に関する通知の送付や電話等のある場合があります。
- 「**却下通知書**」が届いた場合は、**国民年金保険料を納付する必要**があります。「国民年金保険料納付書」がない場合には、年金事務所に連絡し、再発行を受けてください。

留意事項

- 20歳になったばかりで国民年金保険の加入手続きをしていない場合は、**加入手続きをしたうえで、学生納付特例を申請**してください。
- 国民年金保険料をすでに納付した月分は、**学生納付特例期間にはなりません。**

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からののお知らせ

平成29年度の健康診断 予約受付中

あなたご自身と大切なご家族のために
年に一度は健康診断を受けて**健康の確認**をしましょう！

フィオーレ健診クリニックでは、平成29年度（平成29年4月3日～平成30年3月30日）の各種健康診断のご予約を受け付けています。

健康保険組合ごとに予約方法・受診期間等が異なります。お手元に健康保険証をご用意のうえ、お早めに、下記のフィオーレ健診クリニック予約専用ダイヤルにお電話ください。



受付時間

健診コース	受付時間	午前の部					午後の部				
		8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	12:30	13:00	13:30	14:00
人間ドック・付加健診		●	●	●	●	●		●	●	●	
生活習慣病健診・若年層健診PLUS	胃検査あり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
若年層健診・定期健康診断	胃検査なし		●	●	●	●	●	●	●	●	●

人間ドック・付加健診を受診の方

- ★健診当日、医師による結果説明をいたしません（土曜日を除く）。
- 健診終了後、お食事券（グルメカード）と周辺の『お食事処のご案内』を差し上げます。

健診実施日

●月曜日～金曜日

祝日を除きます。

●土曜日

右記の日程で実施します。

●平成29年度 土曜日健診実施日（午前の部のみ）

赤字は女性のみの健診実施日

29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
22日	20・27日	10・24日	8・22日	5・26日	9・30日
10月	11月	12月	30年1月	2月	3月
14・28日	11・25日	9・16日	20日	3日	10・24日

予約方法

健診は**予約制**です。

お手元に健康保険証をご用意のうえ、**健診予約専用ダイヤル（TEL 03-5287-6211）**にお電話ください。予約状況は <http://www.k-fiore.jp/yoyaku/index.html> をご覧ください。

- 各種オプション検査をご用意しております。詳細は、オプション検査のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご覧ください。
- 保育室のご利用を希望される方は、健診のご予約の際にお申し込みください。
- 巡回健診車による各種健康診断も実施しています。巡回健診のご予約・お問い合わせは、TEL 03-5292-6515 にお電話ください。詳細は、巡回健診（健診車）のご案内 <http://www.k-fiore.jp/checkup/jyunkai/index.html> をご覧ください。

健診ご担当者様歓迎

事前予約制

施設見学を承ります！

見学時間 30分～60分程度
(平日16:00～18:00)

ホームページ <http://www.k-fiore.jp/about/visit.html>
からお申し込みいただけます。

次号（4月号）は、健診のご予約から健診結果が届くまで についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅A2出口から徒歩1分
副都心線

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

平成28年度後半の事業結果 と 平成29年度の事業予定

東京社会保険協会では、会員事業所の皆様に各種特典を提供しています。平成28年度後半の事業結果と平成29年度の事業予定をお知らせします。

平成28年度後半の事業結果

秋の日帰りバスの旅 国営ひたち海浜公園と筑波宇宙センター見学

平成28年10月1日（土）に、日帰りバスの旅「国営ひたち海浜公園と筑波宇宙センター見学」を開催しました。116名の応募があり、抽選の結果、78名の方に参加していただきました。

旅のメインは、国営ひたち海浜公園のコキア（写真左下）でしたが、例年より暖かい日が続いたため、残念ながら、真っ赤なコキアを見ることはできませんでした。

園内を散策したり、昼食には新鮮な海の幸（写真右下）などを、楽しんでいただきました。



社会保険事務講習会・セミナー

- 労災保険・雇用保険の基礎知識
- 健康保険の給付に関する講習会
- 年金の仕組みと手続きに関する講習会
- 60歳からの雇用保険、社会保険の手続き講習会
- 40歳代からのライフプランセミナー

平成28年度（10月以降）の社会保険事務講習会・セミナーは、上記のテーマで行われ、2,134名の方が参加されました。

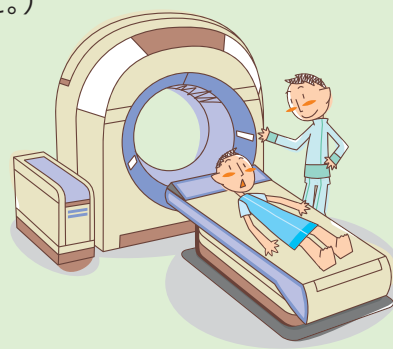


● レジャー施設の利用状況（平成28年4月～平成29年1月）

東京 サマーランド	横浜・八景島 シーパラダイス	よみうりランド	新江ノ島水族館	大江戸温泉物語	豊島園・庭の湯	東武動物公園	富士急ハイランド
971名	752名	668名	632名	622名	611名	485名	398名

平成29年度の事業予定

- 東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の**配付**
- 社会保険事務講習会・セミナー等の参加費の**割引**
- 『協会だより』の発行（4月・7月・11月）、『支部報』の随時発行
- 契約宿泊施設の利用料補助・**割引**（新規施設が増えました。）
- レジャー施設の**割引**（「としまえん」と再契約しました。）
- 会員向け検査等の**割引**
脳検査・心臓ドック・三大疾病ドック・MRIレディース検査・MRI上腹部検査
- 会員向け健診コースの**割引**（12月～翌年3月）
人間ドック・定期健康診断
- 高尾山薬王院 写仏と精進料理の**昼食**
- 観劇会の**割引** など



事業内容は変更になる場合があります。詳細は、WEB版『社会保険新報』平成29年4月号と『協会だより』No.37でご案内します。

お問い合わせは、東京社会保険協会 会員事業グループ まで
TEL 03-5292-3596

ぜひご加入ください! 東京社会保険協会 新規加入のご案内

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用料補助、レジャー施設の割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただきます。これらの事業は、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。ぜひご加入ください。よろしくお願いたします。

特典案内は、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html> をご覧ください。

入会のお申し込みも同時に可能です。

お問い合わせは、東京社会保険協会 会員事業グループ (TEL 03-5292-3596) まで



あいつは男だと呼ばれるために あとどれくらいの道を歩けばいいんだろう

(自分がポジションを取るのには、競馬のG1レースにロバが出走して、
勝つようなものだ。ライバルが7人いて自分は8番目)

編集委員 武藤 玲



馴染みの料亭の女将さんが、しみじみ言うのだった。

「あなたは毎日忙しい忙しいと走り回っているけど、いつまでも今みたいに走れない

のよ。仕事がなくなって、時間ができたらどうする気? 何かやることあるの?」

先んじて己の世界をもっている人が、好んで言う台詞である。いつもなら気にも留めずにやり過ごすのだが、なぜかそのときは、その言葉が心に響き、ギクつとしたのである。

確かに、いざリタイアしたらやることがないという話は、よく聞く。私だけは大丈夫と思っていた。映画を観たり、芝居に行ったり、本を読んだり。いつか時間ができたらやりたいことはいっぱいあると思いついていたのだが、考えて見れば、それらは仕事につながっているからこそ気持ちも高揚するのであって、来る日も来る日も、ただ劇場を巡り、本を読んでいて、果たして楽しいだろうか。「趣味は何ですか?」と聞かれるたびに、映画も芝居もイベントもみんな仕事と絡んでいるので、純然たる趣味というのは何だろう…。

いつか定年がくるということはわかっているのだ。若い頃、散々会社の厳しい仕事に組み込まれ、夜遅くに疲れ切って我が家に帰るとき、サラリーマンたちは、「あ～、もうこんな生活はいやだ。自分で自分の時間の使い方を決めたい」と思ったことがあるに相違ない。その夢にまで見た日が、

定年という形でやってくるのだ。定年は突発的にやってくるものではない。定年後まで、会社に自分の仕事を設定してもらおうなんて、みじめな限りだろう。人生の最後に、せめて人間は自分自身の時間の使い方の主人になるのが自然だ。

社会というものは、基本的に人のことは正當に評価しない。そして、世間の評判は、たぶん常に自分自身で描く期待以下にしか見ない。家にいるときは、くたびれて仏頂面をしたくなるほど勤めなければ会社で頭角を現せないのならば、それはその人の力量がそれほどではないという証拠なのだ。努力家という人は、本当は困った存在なのである。怠け者を自覚している私は、他人にも会社にも社会にも、負い目があるから、決していばらない。世間が自分をどう評価するかということが気になってならない人というのは、やはり本質的に自信がないのだ。

さて、馴染みの女将さんの言葉を反芻してみた。

自分が考えている世間と職場の仲間は、定年とともに消えてしまうのだ。これからの世間は好みの仲間、本当に好きなことを語り合う人々である。定年を過ぎると収入が減る場合が多い。でも、心配はない。定年後にふさわしいお金の使い方を考えればよいのだから。

それにはまず、職場のために使っていた慣用を削り、終身雇用の職縁社会に生きていた人々は、生活のリズムや服装も、娯楽や話題探しも、職場の雰囲気に合わせてきた。定年後は、そんな必要はない。再雇用や再就職しても、職縁社会は戻ってこない。これからは、自らの誇りと楽しみのため、自分の好きなことにはお金も時間もかけよう。